

「ケガの共済」の共済金請求に関するご注意点

「ケガの共済」とは、傷害補償共済・傷害補償共済Ⅱ・傷害補償共済Ⅲ・傷害補償共済Ⅲ800・大黒柱傷害共済制度・業務上災害共済・生命医療共済（傷害通院保障）・生命医療共済Ⅱ（傷害通院保障）をいいます。

ご請求内容によりましては、共済金等をお支払いできない場合や支払金額が制限される場合がございます。審査の結果、お支払いができなかった場合でも診断書料はお客様のご負担となりますので、下記事項を必ずご確認ください。

1 保障の対象となるおケガについて

●請求事由が約款に定める「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しない場合、共済金をお支払いできません

☞ 急激・偶然・外来とは

急激とは	突発的に起こることで、事故から「傷害」の発生までに時間的間隔がなく回避できないこと。 慢性、反復性、持続性によって被る「傷害」は該当しません。
偶然とは	事故の発生または、事故による「傷害」の発生を被共済者が予知・予見できないこと。
外来とは	事故が被共済者の身体の外部から作用すること。 病気や病気に起因するものなど、身体の内部に原因があるものは該当しません。

（例）「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しないため、共済金のお支払いの対象にならないもの

・原因の特定されないケガ	・骨粗鬆症による骨折	・疲労骨折	・上顎炎（テニス肘、ゴルフ肘など）
・慢性の関節炎	・腱鞘炎	・低温やけど	・肩関節周囲炎（四十肩、五十肩など）
・脊柱の変性による疾病（椎間板ヘルニア、脊柱管狭窄症、腰椎分離症（すべり症）、頸椎症、頸髄症など）			
・関節症（変形性股関節症、変形性膝関節症、変形性肩関節症など）			

- ※ 疾病または体質的な要因を有する方が軽微な外因（日常の動作等）により発症した傷害や、
疾病または体質的な要因によりその症状が悪化した場合は、急激かつ偶然な外来の事故とはみなしません。
- ※ 上記以外の傷病であっても、事故の発生が「急激・偶然・外来」の3要件に該当しない傷害と
判断したものは、お支払いの対象となりません。

2 免責事由に該当する場合について

- ・共済契約者または被共済者や共済金受取人の故意または重大な過失
- ・被共済者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転
- ・被共済者の疾病・脳疾患・心神喪失を原因とする場合およびこれらを原因とするケガ
（例えば、歩行中に疾病により意識を喪失し転倒したためにケガをされた場合等）
- ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー等の危険な運動中のケガ 等

3 その他

- ☞ ケガをされる前に既に存在していた疾病や障害の影響または、ケガをされた後にその事故とは関係なく生じた疾病や傷害の影響でケガが重大となったときは、共済金額を削減してお支払いすることがあります。
（例）既往症である疾病の影響によりケガの治療が長期間になってしまった場合等
- ☞ 共済契約者、被共済者または共済金受取人に共済金を不法に取得する目的があると判断した場合、共済金等のお支払いはできません。
- ☞ 共済金をお支払いするための確認として本組合が必要と判断した場合には、被共済者の診療記録、症状経過、治療内容、既往症、検査結果（飲酒、薬物等の検査を含む）、事故発生の状況等を医療機関または専門機関（警察、消防等）等に照会を行うことがあります。

- ※ 本書面は、共済金等のご請求の前にご確認いただきたい注意事項の一部を記載しております。
詳細につきましては、ご契約時にお渡し致しました重要事項説明書や共済約款をご参照ください。